

人事異動
------

## 内閣

(六月八日)

▽内閣総理大臣 菅 直人  
 ▽国務大臣 原口 一博  
 ▽同 千葉 景子  
 ▽同 岡田 克也  
 ▽同 野田 佳彦  
 ▽同 川端 達夫  
 ▽同 長妻 昭  
 ▽同 山田 正彦  
 ▽同 直嶋 正行  
 ▽同 前原 誠司  
 ▽同 小沢 鋭仁  
 ▽同 北澤 俊美  
 ▽同 仙谷 由人  
 ▽同 中井 洽  
 ▽同 亀井 静香  
 ▽同 荒井 聡  
 ▽同 玄葉光一郎  
 ▽同 村田 蓮舫 (蓮 舫)

▽国務大臣 総務大臣 原口 一博  
 ▽同 法務大臣 千葉 景子  
 ▽同 外務大臣 岡田 克也  
 ▽同 財務大臣 野田 佳彦  
 ▽同 文部科学大臣 川端 達夫  
 ▽同 厚生労働大臣 長妻 昭  
 ▽同 農林水産大臣 山田 正彦  
 ▽同 経済産業大臣 直嶋 正行  
 ▽同 国土交通大臣 前原 誠司  
 ▽同 環境大臣 小沢 鋭仁  
 ▽同 防衛大臣 北澤 俊美  
 ▽同 内閣官房長官 仙谷 由人  
 ▽同 国家公安委員会委員長 中井 洽

▽国務大臣 内閣府特命担当大臣 原口 一博  
 ▽同 川端 達夫  
 ▽同 前原 誠司  
 ▽同 中井 洽  
 ▽同 亀井 静香  
 ▽同 荒井 聡  
 ▽同 玄葉光一郎  
 ▽同 村田 舫蓮 (蓮 舫)

▽国務大臣 国立国会図書館連絡調整委員会委員 川端 達夫

▽国務大臣 仙谷 由人 内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣に指定

▽同 岡田 克也 内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二順位の国務大臣

		に指定
▽ 同	前原 誠司	内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三順位の国务大臣に指定
▽ 同	中井 洽	内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四順位の国务大臣に指定
▽ 同	千葉 景子	内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国务大臣に指定
		なお、右記の者のいずれかに事故のあるとき又は欠けたときは、それ以外の者の中で最も先順位の者が、臨時に内閣総理大臣の職務を行うこととする。
▽ 同	玄葉光一郎	公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当
▽ 同	中井 洽	北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当
▽ 同	荒井 聰	税財政の骨格や経済運営の基本方針等について企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当
▽ 同	長妻 昭	年金行政の抜本的な見直しを推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当
▽ 同	亀井 静香	郵政事業の抜本的な見直し及び改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当
▽内閣府特命担当大臣	前原 誠司	沖縄及び北方対策を担当
▽ 同	亀井 静香	金融を担当
▽ 同	荒井 聰	消費者及び食品安全を担当
▽ 同	荒井 聰	経済財政政策を担当
▽ 同	原口 一博	地域主権推進を担当
▽ 同	玄葉光一郎	「新しい公共」を担当
▽ 同	川端 達夫	科学技術政策を担当
▽ 同	中井 洽	防災を担当
▽ 同	玄葉光一郎	少子化対策を担当
▽ 同	玄葉光一郎	男女共同参画を担当
▽ 同	村田 舩蓮 (蓮 舩)	行政刷新を担当
▽内閣官房副長官	古川 元久	
▽ 同	福山 哲郎	
▽ 同	瀧野 欣爾	
▽内閣法制局長官	梶田信一郎	
▽内閣危機管理監	伊藤 哲朗	
▽内閣官房副長官補	佐々木豊成	
▽ 同	河相 周夫	
▽ 同	西川 徹矢	
▽内閣広報官	小川 洋	
▽内閣情報官	植松 信一	
▽内閣総理大臣補佐官	阿久津幸彦	
▽ 同	小川 勝也	
▽ 同	逢坂 誠二	
▽ 同	寺田 学	
▽免・内閣官房副長官	松野 頼久	
▽ 同	松井 孝治	
▽ 同	瀧野 欣爾	
▽免・内閣法制局長官	梶田信一郎	
▽免・内閣危機管理監	伊藤 哲朗	
▽免・内閣官房副長官補	佐々木豊成	

- ▽ 同 河相 周夫
- ▽ 同 西川 徹矢
- ▽免・内閣広報官 小川 洋
- ▽免・内閣情報官 植松 信一
- ▽免・内閣総理大臣補佐官 中山 義活
- ▽ 同 小川 勝也
- ▽ 同 荒井 聰
- ▽ 同 逢坂 誠二
- ▽内閣総理大臣秘書官 岡本 健司
- ▽ 同 山崎 史郎
- ▽ 同 羽深 成樹
- ▽ 同 榊田 好一
- ▽ 同 山野内勤二
- ▽ 同 新原 浩朗
- ▽免・内閣総理大臣秘書官 佐野 忠克
- ▽ 同 羽深 成樹
- ▽ 同 安藤 久住
- ▽ 同 吉田 尚正
- ▽ 同 山野内勤二

#### ○内閣総理大臣及び国務大臣退官

本月八日内閣総理大臣に菅直人が任命せられ、鳩山内閣の内閣総理大臣鳩山由紀夫及び国務大臣菅直人、同原口一博、同千葉景子、同岡田克也、同川端達夫、同長妻昭、同赤松広隆、同直嶋正行、同前原誠司、同小沢鋭仁、同北澤俊美、同平野博文、同中井洽、同亀井静香、同仙谷由人、同枝野幸男はそれぞれその地位を失った。

#### ○副大臣退官

内閣府設置法第十三条第五項及び国家行政組織法第十六条第六項の規定により本月八日内閣府副大臣大島敦、同古川元久、同大塚耕平、総務副大臣渡辺周、同内藤正光、法務副大臣加藤公一、外務副大臣武正公一、同福山哲郎、財務副大臣野田佳彦、同峰崎直樹、文部科学副大臣中川正春、同鈴木寛、厚生労働副大臣細川律夫、同長浜博行、農林水産副大臣山田正彦、同郡司彰、経済産業副大臣松下忠洋、同増子輝彦、国土交通副大臣馬淵澄夫、環境副大臣田島一成、防衛副大臣榛葉賀津也はそれぞれその地位を失った。

#### ○大臣政務官退官

内閣府設置法第十四条第五項及び国家行政組織法第十七条第六項の規定により本月八日内閣府大臣政務官泉健太、同田村謙治、同津村啓介、総務大臣政務官小川淳也、同階猛、同長谷川憲正、法務大臣政務官中村哲治、外務大臣政務官吉良州司、同本多智奈美（西村智奈美）、財務大臣政務官大串博志、同古本伸一郎、文部科学大臣政務官後藤嘉、同高井美穂、厚生労働大臣政務官山井和則、同足立信也、農林水産大臣政務官佐々木隆博、同舟山康江、経済産業大臣政務官近藤洋介、同高橋千秋、国土交通大臣政務官長安豊、同三日月大造、同藤本祐司、環境大臣政務官大谷信雪（大谷信盛）、防衛大臣政務官楠田大蔵、同長島昭久はそれぞれその地位を失った。